

## B 景観形成基準措置状況説明書

潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区	工作物の建設等
届出対象規模	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>・昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの (回転運動をする遊戯施設を含む)</li> <li>・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く) その他これらに類するもの</li> </ul>	高さ > 10 m
景 観 形 成 基 準	
形態・意匠	
<p>○色彩や素材は、賑わいの中にも風格があるものとし、まちなみの連続性に配慮するとともに、周辺景観との調和を図る。</p>	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。 記入欄</p>	
<p>○形態意匠は周辺環境との調和を図る。</p>	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。 記入欄</p>	
<p>○外堀通り沿いでは、色彩や素材、形態意匠は、外濠などの景観資源との一体となった景観の創出に配慮する。</p>	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。 記入欄</p>	
その他	
<p>○屋上に配置する場合、形態意匠、配置は、建築物と一体的に見えるようにするなど、周囲からの見え方に配慮する。</p>	
<p>上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。 記入欄</p>	

**○長大な壁面の工作物は避けるなど、圧迫感の軽減を図る。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○通りなどから見えやすい位置に、わずかな隙間を利用する等、できる限り緑化を行う。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**工作物の高さ > 60m 又は 築造面積 > 30,000㎡ の場合は以下の景観形成基準を加える。**

**形態・意匠**

**○色彩は、別表3の色彩基準に適合するとともに、隣接する建築物や周辺景観との調和を図る。(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。)**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**その他**

**○周囲の公園や道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないように、隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○形態意匠、色彩、配置は、市ヶ谷橋や四谷見附橋、迎賓館前の眺望点からの見え方に配慮する。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○周辺の建築物のスカイラインとの調和を図るとともに、おもむきあるみどりの眺望の保全と創出を図る。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○斜面地への設置を避ける。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄

**○既存樹木は、保全する。もしくは、同等の樹木による緑化を行う。**

上記の景観形成基準に対して措置する事項について、具体的な説明を記入して下さい。

記入欄